

1. 大雨特別警報の発令基準の変更（気象庁）

災害の発生が予測された場合に発表

（資料1-2 P1参照）

2. 指定河川以外の河川の洪水浸水想定区域指定箇所を追加（山梨県）

県管理 1 1 6 河川において、新たに浸水想定区域を指定・公表

（資料1-2 P11～14参照）

3. 河川整備による重要水防区域の重要度および区域の変更（国土交通省）

富士川の河川整備に伴う重要水防区域の解消

（資料1-3 P7～13参照）

4. 雨量観測所の変更（東海旅客鉄道株式会社）

雨量観測所の設置箇所見直しによる一部廃止

（資料1-3 P34参照）

5. ダムの操作規程の変更（日本軽金属株式会社）

堆砂対策工事期間中における操作規程に変更

（資料1-3 P39～47参照）

6. その他の変更

- ・ 富士川水系情報提供システム携帯電話版の廃止（国土交通省）
（資料1-2 P9 参照）
- ・ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所を追加（山梨県）
（資料1-3 P14～17参照）
- ・ 水位到達情報の発表様式に警戒レベルを追加表示（国土交通省・山梨県）
（資料1-3 P25～28参照）
- ・ 危機管理型水位計、河川監視カメラの設置箇所を追加（山梨県）
（資料1-3 P29～31, P36参照）
- ・ 関係機関の組織改編に伴う名称、連絡先等の変更